平成２８年（フ）第８号
岡山県津山市国分寺186番地８　サンティア国分寺２号棟705
破産者　岩本　典子（旧姓森脇）
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１２８号
愛媛県西条市東町243番地１　マイオプション西条301号、前住所愛媛県西条市西田甲503番地
破産者　田坂　一道
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第４２号
岩手県久慈市長内町第９地割10番地２　カーサＭ＆Ｔ　Ｔ201号室
破産者　吉田　　悟
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２１５３号
神奈川県藤沢市辻堂４丁目７番26号サーフサイド101、開始決定時の住所神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目３番15号　ヴィラ元町205
破産者　川手　裕司
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２９１号
横浜市保土ケ谷区岩崎町９番３－301号
破産者　吉村　修平
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６８号
横浜市西区霞ケ丘68番地11、住民票上の住所横浜市南区三春台155番地１　シャルムハイツ102
破産者　佐藤　房美
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３９号
横浜市港南区東永谷３丁目50番８号
破産者　小林　宏治
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０４号
神奈川県鎌倉市岩瀬1396番地30
破産者　山室　　薫（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０１号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目17番地14　タウンコートＡ101
破産者　渡邉　満輝
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０２号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目17番地14　タウンコートＡ101
破産者　渡邉　幸子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４５号
神奈川県茅ヶ崎市堤77番地26
破産者　伊藤　　茂
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０号
新潟市中央区沼垂西３丁目９番３号　江部アパート２－１
破産者　石田　裕樹
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
静岡市葵区川合１丁目３－28　レオパレス川合Ａ203、住民票上の住所静岡市葵区沓谷５丁目９番地の５
破産者　中山　俊二
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２号
静岡市清水区蜂ヶ谷256番地の３
破産者　鈴木　義信
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６４号
愛知県刈谷市野田町沖野８番地34、前住所愛知県安城市三河安城町１丁目12番地11
破産者　川合　方子
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６号
愛知県豊田市明和町５丁目11番地４
破産者　尾野　建二
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８号
愛知県刈谷市東境町住吉33番地１　アメニティー住吉Ｄ棟102号
破産者　能口　一博
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
愛知県額田郡幸田町大字大草字広野13番地３
破産者　鈴木友香理
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係